

青市監第 135 号
平成 24 年 3 月 27 日

請 求 人 様

青森市監査委員 柿 崎 俊 雄
同 小 野 寺 高
同 渋 谷 勲
同 奈 良 祥 孝

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 24 年 1 月 30 日に地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された「青森市職員措置請求書」に係る監査の結果は、次の通りであるので、同条第 4 項の規定により通知いたします。

記

第 1 請求の受理

平成 24 年 1 月 30 日に提出のありました「青森市職員措置請求書」は、同日收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査したところ、請求書の調製に一部不備な点が認められたので、請求人による補正がなされた後、同年 2 月 16 日に受理しました。

第 2 請求の要旨

（原文のまま記載）

- （1）青森市油川市民センター管理運営協議会（以下「協議会」という。）は青森市から青森市油川市民センター（以下「センター」という。）の指定管理者に指定され、平成 20 年 4 月 1 日、市と「青森市油川市民センターの管理業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、同日からセンターの指定管理業務を開始した。
- （2）協議会では、センターの指定管理業務を開始とともに、管理責任者（通常「館長」と呼ばれている。）1 名、事務業務員 4 名、図書業務員 3 名及び夜間業務員 2 名（以下「職員」という。）を有給で雇用し現在に至っている。

- (3) 職員の賃金は「青森市油川市民センター管理運営協議会就業規則」(平成20年4月1日施行)(以下「就業規則」という。)第23条に規定されているが、それによると事務業務員、図書業務員、夜間業務員はいずれも時給750円と定められているが、管理責任者については「別に定める」と規定されているのみである。
- (4) 平成23年9月29日(木)センターの館長に、「別に定める」と規定されている管理責任者の賃金の額について質問したところ、「月額160,650円であるが、就業規則第23条第1項に規定している「別に定める」については未だ定めていない」との回答であった。
- (5) 平成24年1月18日(水)青森市中央市民センター館長に、センターでは就業規則に館長の賃金の額について定めが無いにも関わらず賃金を支給していることについて質問したところ「協議会では、歴代のセンター館長には平成20年4月以来賃金を支給してきている。就業規則に賃金の額が規定されているかどうか分からないが、私個人としては勤務実態があれば賃金の支給は差し支えないと思う。就業規則に関わることなので労働基準監督署に問い合わせ、上の方とも相談をしたい。」との回答であった。平成24年1月24日(火)中央市民センター館長から電話で「センターの館長の賃金については平成23年10月3日就業規則を改正し月額賃金の額を定めた」との回答があった。
- (6) センターの館長及び中央市民センター館長からの聞き取り、行政文書の開示請求により開示された行政文書からするとセンターの館長に対しては、平成20年度、21年度、22年度は月額賃金は160,950円であるが、平成23年度は160,650円となっているがその理由は請求人においては不知であるものの、平成20年4月以降現在に至るまで賃金が支払われていたことは事実である。
- (7) 民間企業において、就業規則に賃金の定めが無い場合に使用者が労働者に対して賃金の支払いを拒否できるのか否かについては請求人においては判断すべきものを持ち合わせていないが、使用者と労働者との労働契約の内容により判断されるべきものとする。青森市における指定管理者制度にあっては、協定書に規定されている条項に従い判断されるべきものであることは論を待たない。
- (8) センターにおいては職員の使用者は協議会であり、賃金等の労働条件については職員と協議会の労働契約により決められるべきものであり、協議会と青森市との協定書の効力は協議会と職員の労働関係には直接的には及ばないものである。
- (9) 青森市は、協定書第9条第2項の規定に基づいて、センターの指定管理業務の遂行状況について検査・調査することができ、改善の必要があると認めるときは同条第3項の規定に基づいて指示することができることとされてい

る。この規定が実際に適用された事例としては、平成 23 年 8 月 30 日付青市達教委第 1 号「指定管理業務の適正な遂行の確保について」(青森市教育委員会教育長月永良彦から青森市油川市民センター管理運営協議会会長あて)(以下「8月30日通知」という。)がある。以下これについて検討をする。

「8月30日通知」の記の2には「支出根拠のない勤務地内旅費を支給していたことから、平成21年度分2件(6,600円)の勤務地内旅費について市に返納すること。」とあり、これに関連するものとして、平成23年9月付青森市教育委員会「市民センター指定管理料不適切支出調査報告書」18頁(2)のイ「当時の館長が、勤務地内旅費については、協議会として支給の根拠となる規定を整備していなくてはならないことを知らず、勤務地内旅費を支給できるものと勘違いをして支給してしまったものである。」との記述がある。

協議会では「8月30日通知」を受けて平成23年9月6日勤務地内旅費平成21年度分2件(6,600円)を青森市に納付し、市はこれを受領した。

また、勤務地内旅費返納について中央市民センター館長に質問したところ「業務員には出張の実態はあり、館長も旅費を支給すると発言し、センター内での手続も正規に行われていたが、勤務地内旅費に関する青森市の規定は廃止されていたことを館長が知らなかったようだ。センターに規定が無くても、青森市に規定があればそれを準用することになっているので、青森市が規定を廃止していなければ、支給する根拠はあった。しかし、青森市で勤務地内旅費に関する規定を廃止してしまったので、館長が業務員に旅費を支給するためには協議会で旅費に関する規定を独自に作成しなければならなかった。」との回答であった。

これから分かることは、センター内部において館長の業務命令に従って業務員が業務を行っても、それらに関する青森市または協議会独自の明文の規定が無ければ、センター管理運営を委託している青森市は協議会に対し協定書に従って指定管理料の返納を求める、ということである。

- (10) 前述(9)からすると、センターにおいては少なくとも就業規則を改正した平成23年10月3日までは館長の賃金の額については就業規則に定められていなかったものであるので、平成23年2月1日から同年9月30日までの間に館長に支払われた賃金については「支出根拠」がなかったのであるから、委託者たる青森市は協議会に対して館長に支払われたこの間の賃金相当額1,285,800円の返納を求めるべきである。

(返納額の算定) 平成23年2月、3月 $160,950 \times 2 \text{月} = 321,900 \text{円}$

平成23年4月～9月 $160,650 \times 6 \text{月} = 963,900 \text{円}$

合計 1,285,800円

地方自治法第 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求めます。

〔請求の要旨に添付された事実を証する書面〕

- 1 青森市油川市民センターの管理業務に関する協定書
- 2 青森市油川市民センター管理運営協議会就業規則
- 3 青森市油川市民センター管理運営協議会収支書(平成 23 年 2 月分～9 月分)
- 4 指定管理業務の適正な遂行の確保について
- 5 市民センター指定管理料不適切支出調査報告書
- 6 指定管理業務の適正な遂行の確保について

第 3 補正書の提出

本件請求は、請求書の調製に一部不備な点が認められたので、請求人に対し補正書の提出を求めたところ、平成 24 年 2 月 13 日に補正書が提出されました。

(原文のまま記載)

(1) 対象者を特定

対象者は「青森市教育委員会 教育長」

(2) 違法又は不当とする理由あるいは事実を明示

青森市油川市民センター管理運営協議会(以下「協議会」という。)は、管理責任者(通常「館長」と呼ばれている。以下「館長」という。)に対して、報酬として平成 23 年 2 月から同年 9 月まで合計 1,285,800 円を支給した。

しかし、協議会が館長に支給した報酬については、明文の支給根拠がないことは明らかである。明文の支給根拠が無いのにも関わらず協議会が館長に報酬を支給したことは、「青森市油川市民センターの管理業務に関する協定書」(以下「協定書」という。)の基本的な趣旨・考え方に反する不当な行為である。

青森市油川市民センター(以下「油川市民センター」という。)に勤務する館長、事務業務、図書業務及び夜間業務員の賃金は「青森市油川市民センター管理運営協議会就業規則」(以下「就業規則」という。)に規定されている。

就業規則第 23 条では事務、図書及び夜間業務員の基本給は時間給によるものとされその額は 1 時間あたり 750 円であるが、館長については「別に定める」と規定されているものの、平成 23 年 9 月 30 日時点

で、別に定めたものは存在せず、館長の基本給の額は定められていない。

確かに館長の報酬は予算では平成 22 年度は 1,931,400 円(12 月で割ると月額 160,950 円)、平成 23 年度は 1,927,800 円(12 月で割ると月額 160,650 円)であるが、これはあくまでも予算上のことであり、予算に計上されているからそのまま支出するということが許されないことである。ルールに従った然るべき手順を踏んで支出するべきものである。館長の基本給の額については就業規則において明確に定め、支給根拠を明確にしてから後に支給すべきものである。それが協定書の趣旨・考え方である。なればこそ「指定管理業務の適正な遂行の確保について」において、教育長は油川市民センターの事務業務員が館長の命令に従って出張し業務を遂行し油川市民センター内における支給手続に従って旅費が支給されたにも関わらず勤務地内旅費に関する明文の規定が無いとの理由で平成 21 年度分 2 件(6,600 円)の勤務地内旅費を市に返納することを協議会会長に命じたものである。

平成 23 年 2 月から同年 9 月までの館長に対する報酬についても事務業務員に対して為した勤務地内旅費返納命令と同様の論理が適用されるべきものであり、就業規則に館長の基本給の額が明文を以って定められていないこの間の館長に対する報酬については教育長は協議会に対して返納を求めるべきである。

(3) 市にどのような損害を生じたのかを個別・具体的な提示

青森市が受けた損害は、前述の通り、平成 23 年 2 月、3 月 160,950 円×2 月 = 321,900 円と平成 23 年 4 月～9 月 160,650 円×6 月 = 963,900 円の合計 1,285,800 円である。

第 4 監査の実施

本件請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり監査を実施しました。

1 請求人の証拠の追加提出及び陳述の機会の付与
新たな証拠の提出及び陳述は行われませんでした。

2 監査対象事項

請求人は、青森市油川市民センター(以下「油川市民センター」という。)においては、青森市油川市民センター管理運営協議会(以下「協議会」という。)の就業規則を改正した平成 23 年 10 月 3 日までは館長の賃金の額が就業規則に定められていなかったため、平成 23 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に館長に支払われた賃金は支出根拠がなかったものであるから、受託者である協議会に対して、館長に支払われたこの間の賃金相当額

1,285,800 円を市に返納するよう教育長に対し求めています。

3 監査対象部局に対する事情聴取

油川市民センターを所管する教育委員会事務局を監査対象とし、関連する関係帳簿書類、その他証拠書類等必要な資料の提出を求めるとともに、教育委員会事務局中央市民センターから本件請求について、平成 24 年 2 月 29 日に事情聴取を行いました。

その主な内容は以下のとおりであります。

- (1) 油川市民センターにおける勤務地内旅費「6,600 円」を返納させた根拠をお知らせください。

回答 青森市油川市民センター管理運営協議会に返納させた勤務地内旅費は、油川市民センター業務員が日帰りの勤務地内旅行をした際に支出した日当であります。日当を支出するためには、協議会として支出の考え方や金額を定めた旅費規程が必要であったものの、油川市民センター管理運営協議会では規定を定めておりませんでした。

また、油川市民センター管理運営協議会として規定を定めていない場合は、市の規定を準用することとなっておりますが、当時の市の旅費規程にも日帰りの勤務地内旅行に日当を支給する条項はありませんでした。

このため、協議会として旅費を支出する根拠がないことから返納させたものです。

- (2) 油川市民センター管理運営協議会の就業規則によれば、館長の基本給については別に定めるとあるが、就業規則制定時に定めなかった理由をお知らせください。

回答 就業規則制定時、「別に定める」ということについては、定め方・様式は具体的に示されておりませんでした。

平成 23 年 9 月 29 日、請求人から「別に定めているのか」と尋ねられた際、館長は、「別に定める」について、賃金の金額を定めた一枚の文書として考えていたことから、「定めていない」と答えたものであります。

その後の調査で、館長を含め業務員の採用の際に、賃金の金額を明記した採用通知書を渡していることが確認されました。

この採用通知書は、協議会において会長の決裁を受けているものであり、この行為により「別に定める」という手続き行為が行われてい

たものと解釈しております。

- (3) 請求人は、「支出根拠のない勤務地内旅費を支給していたことから、返納を求めている。」平成 23 年 10 月 3 日に改正された就業規則に規定されるまで油川市民センター館長の賃金については支出根拠が無いため、返納を求めるべきだ。」と主張しているが、油川市民センター館長の賃金を返納させない理由をお知らせください。また、賃金の額とその設定根拠をお知らせください。

回答 油川市民センターの就業規則においては、「館長の賃金は別に定める」こととなっておりますが、館長の賃金のみを定めた文書はないものの、館長を含め業務員の採用の際に、賃金の金額を明記した採用通知書を渡しております。

この通知書を作成する行為として、協議会内にて会長までの決裁行為を行っており、市としても、この行為が「別に定める」ということに該当するものと考えております。

このことから、支出の根拠は存在しているものとして返納は求めないこととしたものであります。

館長の賃金の額に係る市の設定根拠につきましては、青森市再任用職員の月額報酬に準ずることとしており、平成 20 年 4 月 1 日の協定締結時は 160,950 円としていましたが、その後見直しがあり、現在は 160,650 円となっております。また、業務員の時給単価につきましても、市臨時職員の時給単価に準ずることとしており、協定締結時は、770 円としていますが、時給単価については、協定期間（5 年間）は変更しないこととなっているため、現在も 770 円のままです。

- (4) 中央市民センター館長は「賃金の支給に関し労働基準監督署に問い合わせる」としていたが、労働基準監督署に確認したのであれば、その内容についてお知らせください。

回答 平成 24 年 1 月 31 日に労働基準監督署に行き、「業務員への給料支払について、就業規則以外でも契約となるのか、書面がない場合でも契約となるのか」を確認しましたが、「給料の支払いにつきましては、給料は労働の対価として支払わなければならないものであり、労使間での契約書のみならず、口頭で支払いの約束がなされていた場合であっても契約とみなされ、実際に就業の実態があれば賃金を支払わなければならない」との回答がありました。

(5) 油川市民センターにおける指定管理者制度導入以前の館長の給与額についてお知らせください。

回答 油川市民センターにおける指定管理者制度導入以前の館長については、青森市専任員が就任しており、月額 219,500 円、年額 2,634,000 円となっています。

(6) 油川市民センターの指定管理者制度導入前と導入後における館長の業務内容をお知らせください。

回答 館長としての業務は、市民センターの業務を掌理するということが指定管理者制度導入後においても同じであります。

(7) 油川市民センター館長に対し、平成 23 年 1 月 30 日から平成 24 年 1 月 30 日までに支払った賃金の額をお知らせください。

回答 賃金の額は、平成 23 年 2 月から 4 月までが、160,950 円、5 月が 160,350 円、6 月、7 月、8 月が 160,650 円となっています。これは前館長の方で、支払額は 1,125,150 円です。そして、現在の館長の方として、9 月から翌年の平成 24 年の 1 月までの賃金の額が 160,650 円で、支払額は 803,250 円です。

(8) 請求人は、「センター内部において館長の業務命令に従って業務員が業務を行っても、それらに関する青森市または協議会独自の明文の規定が無ければ、センター管理運営業務を委託している青森市は協議会に対し協定書に従って指定管理料の返納を求める、ということである。」と主張しているが、実際の取扱いとその理由をお知らせください。

回答 勤務地内旅費の支給については、支給の根拠となる協議会独自の規定、または準用する市の規定が必要であります。どちらも存在しなかったことから、支給の根拠がない不適切な支出として整理し、返納させたものであります。また、館長の業務命令については、支給根拠がないにもかかわらず出した誤った命令であるため、無効として整理したものであります。

一方、館長の賃金については、そのみを定めた文書はないものの、館長を含め業務員を採用する際に、賃金の金額を明記した採用通知書を渡しております。

この通知書を作成する行為として、協議会内にて会長までの決裁行為をしており、市としても、この行為が「別に定める」ということに該当するものと考えておりますことから、返納は求めないことといたしました。

(9) 委託料における人件費の積算根拠をお知らせください。

回答 平成22年度分については、管理責任者の人件費が2,219,157円で、内訳として、報酬が1,931,400円、共済費が281,657円、健康診断料が6,100円となっています。

業務員の人件費は10,355,736円で、内訳として、事務業務員については、賃金が5,282,200円、保険料が合計で774,034円、健康診断料が24,400円、図書業務員については、賃金が2,829,750円、共済費等が50,936円、健康診断料が18,300円、夜間業務員については、賃金が1,339,800円、共済費等が24,116円、健康診断料が12,200円となっています。

平成23年度分については、管理責任者の人件費が2,223,283円で、内訳として、報酬が1,927,800円、共済費が289,383円、健康診断料が6,100円となっており、22年度に比べ4,126円の増となっています。

業務員の人件費は10,355,595円で、22年度に比べ141円の減となっており、共済費が127,115円、健康診断料が54,900円、調整額が45,000円となっています。

(10) 協議会立ち上げ時の協定書及び就業規則は平成20年4月1日付けで作成されていますが、当時の館長への採用通知書は、それ以前の平成20年2月16日に協議会内部の決裁を経たうえで、同日交付したということによいでしょうか。

回答 そのとおりです。

(11) 採用通知書をもって「別に定める」と解釈しているとのことですが、現在においても明文をもって定められたものが無く、同じ取り扱いとしているのかお知らせください。

回答 平成23年10月3日に就業規則を改正しており、その中で館長の給料等について定めています。

(12) 不適切な支出で誤りであったとした、事務業務員の勤務地内旅費6,600円

については、事務業務員から協議会に返納されたのかお知らせください。

回答 市では業務員に対し返納を求めたものではなく、協議会に対し返納を求めたものであり、協議会からは既に返納されています。

第5 監査の結果

1 事実関係

(1) 青森市油川市民センターの指定管理者について

指定管理者となった団体について

青森市は、平成17年7月に「指定管理者制度導入基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、指定管理者制度を導入してきました。

「基本方針」では指定管理者は原則公募によるものとしていますが、地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合は、例外として公募によらないことができるものとして、協議会を油川市民センターの指定管理者として平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間指定しています。

協議会は、青森市町会連合会所属の北部地域第1区油川連合町会の各町会に居住する住民により組織され、管理責任者である館長をはじめ、事務業務員4名、図書業務員3名、夜間業務員2名の計10名により油川市民センターの管理を行っています。

協定の内容について

青森市と協議会が交わした「青森市油川市民センターの管理業務に関する協定書」では、指定管理期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までとされ、管理業務の実施に当たっての遵守事項としては、条例及び青森市市民センター条例施行規則の規定に基づくほか、地方自治法その他の関係法令及び関係規程等の定めや市の指示に従い管理業務を実施することとされています。

また、業務報告は毎月の施設の利用状況、管理業務に係る収支の状況を翌月の10日までに、事業報告は毎事業年度終了後、市が指定する期日までに行うものとしています。

市は管理業務の適正を期するため必要があると認めるときは、管理業務に係る協議会の帳簿、書類その他の記録を検査し、又は実地に調査することができ、検査等の結果、管理業務の改善が必要と認め、その方法を指示した場合には、協議会はこれに従わなければならないとされています。

指定管理者の指定取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは

一部を停止させ、支払った指定管理料の全部又は一部の返還及び賠償を命ずることができる場合として、その責めに帰する理由により、管理業務を実施しなかったとき、又は管理業務の実施状況が著しく不適當であると認められるとき等とされています。

さらには、協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、市と協議会が協議して定めるものとされています。

(2) 勤務地内旅費の支給と返納について

協議会には、勤務地内旅費を支給する規定がなく、準拠すべき市の規定等にも勤務地内旅費を支給する規定がないにもかかわらず、事務業務員に対し旅費を支給していたことから、平成 23 年 8 月 30 日に教育長が協議会に対し、平成 21 年度分 2 件 (6,600 円) について市への返納を求めており、協議会は同年 9 月 6 日にこれを返納しています。

(3) 館長の賃金について

根拠規定

平成 20 年 4 月 1 日に制定された協議会の就業規則では、管理責任者（館長）の基本給は「別に定める」としていましたが、平成 23 年 10 月 3 日に規則改正を行うまでは規則には定めていませんでした。

しかしながら協議会では、館長採用時に賃金の金額等を明示した採用通知書を交付し、その際会長の決裁を受けていたことから「別に定める」という手続き行為が行われたものと解釈し、この通知書に基づいて館長に賃金を支払っています。

賃金の決定基準

館長の賃金の金額は、青森市再任用職員の月額報酬に準ずることにしており、平成 20 年 4 月 1 日の協定締結時は 160,950 円としていましたが、その後見直しされ、現在は 160,650 円となっています。

支給総額

平成 23 年 1 月 30 日から平成 24 年 1 月 30 日までに館長に対し支払われた金額は下表のとおりですが、請求人が返納を求めている平成 23 年 2 月分 (3 月 4 日支払) から平成 23 年 9 月分 (10 月 5 日支払) までに支払われた賃金の合計金額 1,285,800 円が監査の対象となります。

対象月	支給年月日	金額
1月分	平成23年2月4日	160,950円
2月分	平成23年3月4日	160,950円
3月分	平成23年4月5日	160,950円
4月分	平成23年5月2日	160,950円
5月分	平成23年6月3日	160,350円
6月分	平成23年7月5日	160,650円
7月分	平成23年8月5日	160,650円
8月分	平成23年9月5日	160,650円
9月分	平成23年10月5日	160,650円
小計(2月分~9月分)		1,285,800円
10月分	平成23年11月4日	160,650円
11月分	平成23年12月5日	160,650円
12月分	平成24年1月5日	160,650円
合計		1,928,700円

毎月末日を締切日とし、翌月5日に支給(ただし、支払日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日に繰り上げ支払いとしている)

2 監査委員の判断

請求人が措置を求めている油川市民センター館長の賃金の返納について、以上のような事実関係の確認、関係職員からの事情聴取等に基づき、次のように判断します。

(1) 賃金の支払根拠について

館長の賃金は、館長の採用時に交付した採用通知書に明示されている賃金の額が支払われており、協議会ではこの採用通知書の交付に当たり、協議会会長までの決裁の手續を得ていることから、この行為により「別に定めた」ものとの解釈により、これを根拠として支払っていたものであります。

なお、労働基準法第15条では、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。」と規定しており、採用通知書には、賃金、労働時間等が記載されています。

(2) 請求人が主張する不当性について

請求人は、「青森市油川市民センター管理運営協議会就業規則第 23 条第 1 項ただし書き」に、基本給は「管理責任者については、別に定める。」とされているが、定められていないため、不当な行為であるとして、教育長は協議会に対し、館長へ就業規則に定める以前に支払った賃金相当額の市への返納を求めるべきと主張しています。

労働基準法第 11 条では、「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」また、同第 15 条では、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。」と規定しております。

請求人が主張する期間における油川市民センター館長は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日まで前館長が、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 1 月 30 日（監査請求時）まで現館長が勤めております。

平成 22 年 4 月 1 日付けの前館長の採用通知書には、

1	種 類	管理運営責任者職員
2	配属課等	油川市民センター管理運営事務室
3	職務内容	管理運営事務一般
4	賃 金	月給 160,950 円
5	賃金締め切り日	毎月末日
6	賃金支払日	賃金締め切り日の翌月の 5 日 (ただし、支払日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日に繰り上げ支払いとする。)
7	採用期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
8	勤務時間	日勤 9:00 分～17:00 分 遅番 14:15 分～22:00 分(7 時間) (休憩時間 別に定める 45 分)
9	所定時間外勤務	無
10	社会保険等	有(健康保険・労災保険)
11	服務義務	油川市民センター管理運営協議会の就業規則による。
12	その他条件	採用期間の満了によって退職とする。

以上が記載されており、現館長に交付された採用通知書においても、賃金の金額が 160,950 円から 160,650 円となっているほかは、同様の内容となっています。

労働基準法施行規則第 5 条第 3 項においては、契約締結時に明示しなければならない賃金、労働時間その他の労働条件を明示する方法として、「労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。」と規定しており、館長採用時に交付された採用通知書には必要な事項が明示されていることから、賃金の支払いは適法に為されたものと解され、請求人がいう不当な行為には当たらないと判断します。

(3) 請求人が主張する損害及び指定管理料（館長賃金相当分）の返納について

請求人は、就業規則に館長の基本給の額が明文を以って定められていない期間の平成 23 年 2 月・3 月分と平成 23 年 4 月から 9 月分の館長に支払われた賃金は「支出根拠」がなかったものであるから、この賃金相当分の管理料について市に損害を生じているので、勤務地内旅費返納命令と同様の論理を用いて、市（教育長）は協議会に対し館長の賃金相当額を返納するよう求めています。前述のとおり館長への賃金の支払は適法になされたものと解されること、また、館長としての業務は、油川市民センターの業務を掌理するということで指定管理者制度導入後も同じであります。賃金の額は指定管理者制度（以下「制度」という。）導入前の油川市民センター館長は青森市専任員が充てられ、月額 219,500 円でありましたが、制度導入後の賃金の額は、青森市再任用職員の月額報酬を基準に月額 160,650 円（協定締結時は月額 160,950 円）となっており、賃金の金額についても不当なものではないと考えられます。

よって、館長に係る人件費相当の指定管理料の支出によって、市は何ら損害を被ってはいないと判断されるものであり、最高裁平成 6 年 9 月 8 日判決（行ツ第 97 号）において「住民監査請求は、地方公共団体の職員等による違法または不当な行為等により当該地方公共団体が損害を被ることを防止するために定めたものであるため、住民監査請求の対象となる行為は、当該地方公共団体に損害を与えるものでなければならない。」との判断が示されていることから本請求は監査請求対象行為には該当しないものと解します。

3 結論

監査の結果、青森市油川市民センター管理運営協議会に対する、青森市油川市民センター館長への賃金相当分の指定管理料の青森市への返納を求める請求については、理由がないものと認めこれを棄却します。